令和8年度高知県高等学校等教育改革促進事業伴走支援委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1　事業の概要

（1）　事業名

令和8年度高知県高等学校等教育改革促進事業伴走支援委託業務

（2）　事業の目的

本県では、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、県内の県立高校において、「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成」「理数系人材育成」「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」の3つの観点（3類型）から、産業イノベーション人材等を育成し、高校教育改革を先導するパイロットケースを3つの拠点校（以下「先導拠点校」という。）において創出することとしている。

本業務は、3類型の先導拠点校を横断する全体統括機能を担い、本県教育委員会事務局への伴走支援及び各先導拠点校への情報収集・伴走支援を行うものである。

また、本業務の遂行にあたっては、第三者的な視点から県教育委員会事務局と先導拠点校の現場を調整し、現場の負担感等を緩和する機能を担うことも目的とする。

（3）　事業内容

ア　高知県教育委員会事務局への伴走支援

・国のグランドデザインや本県における状況、全国の先進的な事例、これからの高校教育を取り巻く環境の変化等を踏まえた提案・助言を行う。

・受託者からの要請に応じて打合せ（オンライン含む）を実施する。

イ　先導拠点校に関するロードマップ（実行計画書）及び教育課程編成表の作成・伴走支援

（ア）　本県の先導拠点校におけるパイロットケースの実行に向けた令和 10 年度末までのロードマップ（実行計画書）の作成

・令和 10 年度の高等学校教育改革の本格実施及び定着に向け、各先導拠点校及び県教育委員会事務局・外部団体等と十分な協議・検討を行い、実行可能なロードマップ（実行計画書）を作成する。

・ロードマップ（実行計画書）は、例えば教育課程の作成、外部団体との調整等に項目を分けて、全国の先進事例を踏まえ、先導拠点校ごとに作成する。

（イ）　教育課程編成表の作成

・各先導拠点校の取組の方向性を踏まえ、全国の先進的な事例の調査分析を行ったうえで、教育課程編成表を提案・作成する。

・教育課程編成表は先導拠点校ごとに2案以上作成する。

・作成にあたっては、各先導拠点校、県教育委員会事務局及び外部連携先と調整を行い作成する。

・全国の先進的な探究活動及び指導計画の提案・導入支援

・次期学習指導要領（教育課程の柔軟化の仕組みの方向性を含む）を見据えた現行の学習指導要領の教育課程編成表とすること

（4） 委託期間
委託契約締結日から令和9年3月 31 日まで

2 見積限度額
5,415 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置
プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「令和8年度高知県高等学校等教育改革促進事業伴走支援委託業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法
提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーション及び質疑の内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。
委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と高知県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。10日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて高知県と交渉を行うことになります。

5 資格要件
参加者の資格要件は次のとおりです。
（1） 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること
（2） 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
（3） 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納してないこと
（4） 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

6 説明会
令和8年 11 月 24 日（火）15：00～（オンライン（Zoom）での実施）
参加希望の方は、下記連絡先に電話又は電子メールでご連絡ください。

7 質疑と回答
質疑は令和8年 11 月 26 日（木）正午までに様式1により郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）又は電子メールで受け付けます。電子メールによる場合は、送信

後電話により本件問合せ先の担当者に着信を確認してください。質疑と回答の内容は令和8年 11 月 30 日（月）までにホームページに掲載します。
https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311801/

8　参加申込及び資格要件の確認

参加申込書（様式2）に資格要件の確認書類（以下の（2）を参照）を添えてお申込ください。

（1）　参加申込書

①　提出方法

電子メール（メール送信後、提出先への確認を行うこと）又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

②　提出期限

令和8年 12 月2日（水）午後5時（必着）

③　提出先

〒780-0850　住所　高知県高知市丸ノ内1丁目7番 52 号
高知県教育委員会事務局　高等学校振興課　TEL　088-821-4542
E-mail: 311801@ken.pref.kochi.lg.jp

（2）　資格要件の確認書類

①　参加者が法人である場合には法人の登記事項証明書または登記簿謄本
②　参加者が個人である場合には住民票
③　募集要領5－（3）及び（4）を証明する納税証明書

（3）　資格要件の確認

提出のあった参加申込書と関係書類を高知県教育委員会事務局高等学校振興課で確認し、その結果と企画提案書作成にあたり事前情報として「先導拠点校ごとの具体的計画」を令和8年 12 月4日（金）までに申込者へ郵送にて通知します。

※「先導拠点校ごとの具体的計画」は提案書作成のためだけに使用し、作成後は本県に返還するとともに、知り得た情報を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならないものとします。

（4）　資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①　参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、教育長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

②　教育長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9　企画提案書の作成

別途定める「令和８年度高知県高等学校等教育改革促進事業伴走支援委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10　審査

別途定める「令和８年度高知県高等学校等教育改革促進事業伴走支援委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11　審査結果

審査結果は、令和９年１月 18 日（月）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj]

12　日程（予定）

令和８年11月20日（金）　募集開始
令和８年11月24日（火）　オンライン説明会
令和８年12月２日（水）　参加申込書及び資格確認書類提出締切
令和９年１月７日（木）　企画提案書の提出締切
令和９年１月 14日（木）　審査委員会（プレゼンテーション及び質疑審査）
令和９年１月18日（月）　審査結果通知

13　提出書類の取扱い

（１）　提出された書類は返却されません。
（２）　提出された書類は、必要に応じ複写（高知県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
（３）　提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第６条第１項第４号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式３により提出してください。

開示・非開示の判断は様式３により提出された具体的な理由を参考に、同条例に基づき高知県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj]

（４）　契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問い合わせ先

高知県教育委員会事務局　高等学校振興課
担当者　大石・北川・沼田
TEL　088-821-4542
E-mail　311801@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

（1） 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
（2） 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
（3） 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
（4） 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
（5） プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
（6） その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

（1） 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
（2） 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
（3） 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第 40 条の規定により免除された場合又は契約規則第 41 条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。